

第4章 施策の展開

1. 中長期的な廃棄物減量化の数値目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の減量化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月18日、環境省告示第6号。以下「国の基本方針」という。）に即して設定する必要があります。

国の基本方針に示された減量化目標は、以下のような内容となっています。

国の減量化目標（一般廃棄物）	
目標年度	令和12年度
内容	ア. 排出量を令和4年度に対し約9パーセント削減する。 イ. 出口側の循環利用率を約26パーセントに増加させる。 ウ. 最終処分量を令和4年度に対し約5パーセント削減する。 エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約478グラムとする。 オ. 1人1日当たりのごみ焼却量を約580グラムとする。

国の基本方針を参考に、本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標を以下のように定めます。

本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標	
目標年度	令和12年度
内容	ア. 排出量を令和4年度に対し約14パーセント削減する（令和6年度比7.9%削減）。 イ. 出口側の循環利用率 ^{※1} を約26パーセントに増加させる（令和6年度比6%増加）。 ウ. 最終処分量を令和4年度に対し約14パーセント削減する（令和6年度比9.3%削減）。 エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約537グラムとする（令和6年度比5.0%削減）。 オ. 1人1日当たりのごみ焼却量 ^{※2} を約671グラムとする（令和6年度比12%削減）。

※1 出口側の循環利用率の計算方法は、従前のリサイクル率と同様。

出口側の循環利用率：再生利用量÷排出量

※2 1人1日当たりのごみ焼却量：直接焼却量÷総人口÷365日

上記の目標に対する令和12年度の各指標の目標数値は、以下のとおりです。

表4-1-1 本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

項目	R4年度 基準	R6年度 実績	R12年度 推計	R12年度 目標
ア. 排出量（千t）	238	223	210	205
イ. 出口側の循環利用率（%） （再生利用量（千t））	20.1 (48)	20.0 (45)	20.0 (42)	26 (56)
ウ. 最終処分量（千t）	9	8	8	8
エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量（g/人・日）	590	565	551	537
オ. 1人1日当たりのごみ焼却量 （g/人・日）	789	764	746	671

ア. 排出量

国の基本方針の減量化目標である「令和4年度に対し約9パーセントの削減（238千トン→217千トン）」を令和12年度推計（210千トン）で達成できる見込みです。

この国の基本方針については、日本の将来推計人口を基に算出されていることから、全国と高知県の将来推計人口の減少率の差を考慮し、令和4年度に対し約14パーセント削減となる205千トンを目指します。

（令和4年度から12年度における日本の人口減少率：約4パーセント、高知県の人口減少率：約6パーセント）

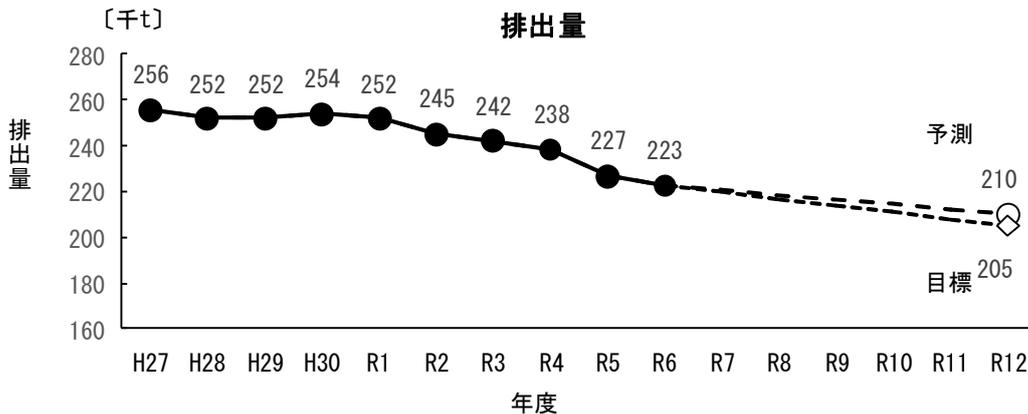


図 4-1-1 排出量の削減に係る目標

イ. 出口側の循環利用率

近年、出口側の循環利用率（リサイクル率）は減少傾向にあります。これは、電子化による再生利用可能な紙類の排出量減少や、ごみの排出量減少に伴う固形燃料化の減少などが影響していると考えられます。また、量販店での食品トレーやペットボトルなどの資源化回収が常態化してきたことにより、行政が管理するごみステーションに排出される資源化物の量が減少していることも一因と推測されます。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、近年微減の傾向にありますが、全国平均に比べると100g程度多く、減少率も小さいことから、一人ひとりのごみの排出抑制や資源化の向上に向けた一層の取組が必要です。

今後、プラスチック資源循環促進法に基づき市町村が回収するプラスチックごみの増加が見込まれ、出口側の循環利用率が向上すると考えられることから、国の基本方針に合わせ、令和4年度から令和12年度までの9年間で約6ポイントの増加（20パーセント→26パーセント、再生利用量48千トン→53千トン）を目指します。

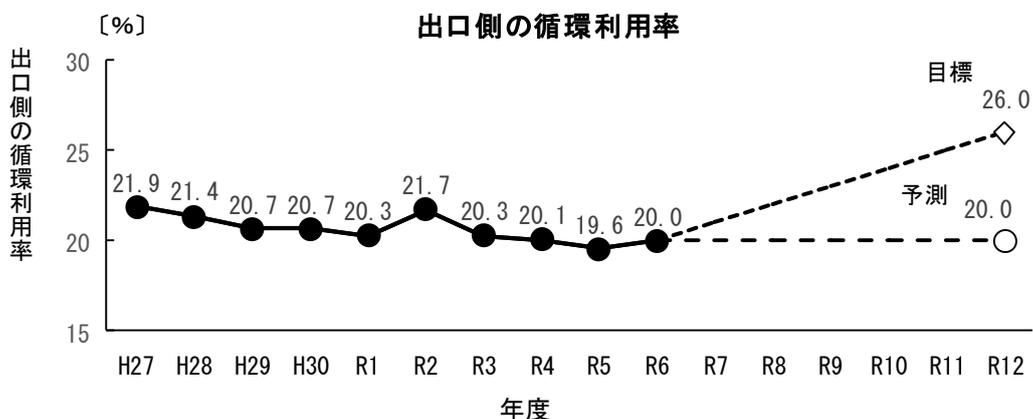


図 4-1-2 出口側の循環利用率の増加に係る目標

ウ. 最終処分量

国の基本方針の減量化目標である令和4年度に対し約5パーセントの削減（8,758トン→8,320トン）を令和6年度時点（8,293トン）で達成しています。

本県の排出量に占める最終処分量の割合は令和4年度実績で約3.7パーセントであり、全国平均約8.7パーセントよりも低くなっています。これは、中間処理による減量化率約76.3パーセントが全国平均約74.9パーセントを上回っていることや、焼却灰の一部のセメント原料としての再生利用等により、中間処理後の再生利用率約17.8パーセントが全国平均約11.6パーセントを上回ることが要因となっています。

こうした本県のごみ処理の特徴を踏まえ、令和4年度の排出量に占める最終処分量の割合（約3.7パーセント）を維持し、結果として最終処分量を令和4年度に対し約14パーセント削減となる約8千トン（7,525トン）に削減することを目指します。

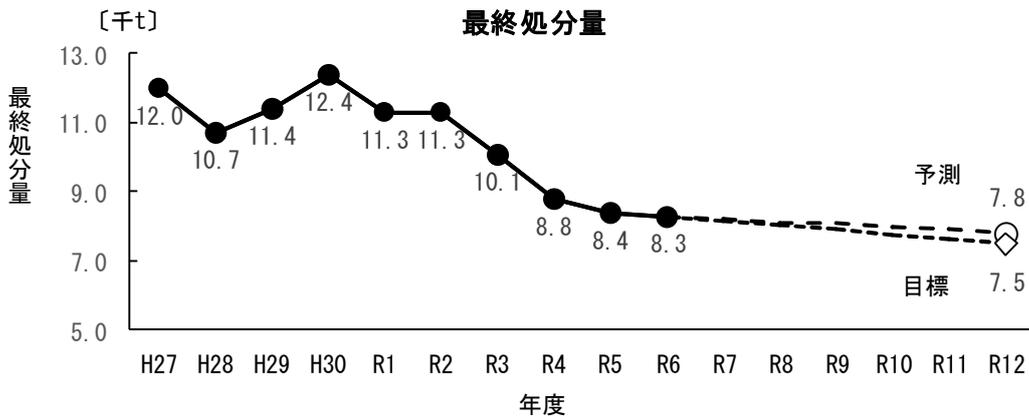


図 4-1-3 最終処分量の削減に係る目標

エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本県の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和4年度実績で590グラムであり、全国平均496グラムを上回っています。令和12年度推計においても551グラムであり、リサイクル率の向上を加味しても、国の目標値である令和12年度約478グラムの達成は難しいと考えられます。

こうした本県の状況を踏まえ、前回計画の目標値537グラムを据え置くこととし、削減率約9パーセント（590グラム→537グラム）を目指します。

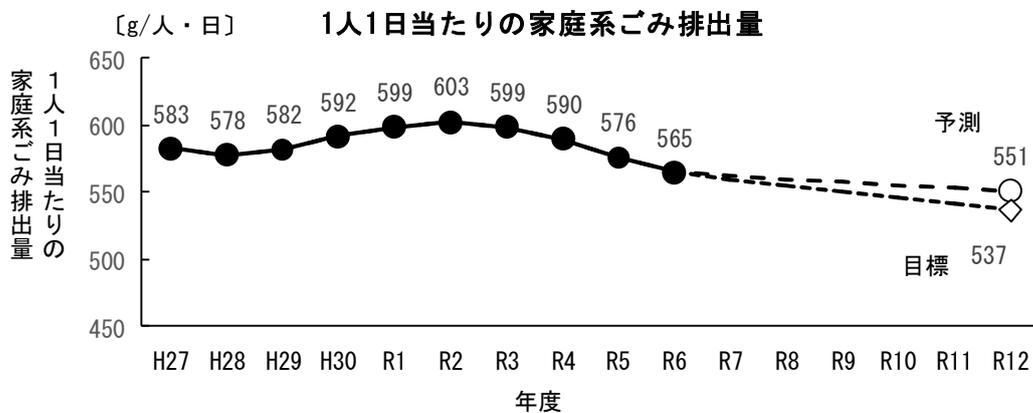


図 4-1-4 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量に係る目標

オ. 1人1日当たりのごみ焼却量

2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野における脱炭素化やプラスチック資源循環を促進する観点から、国の目標値の削減率（679グラム→580グラム、約15パーセント削減）に合わせて、令和4年度に対して15パーセント削減（789グラム→671グラム）することを目指します。

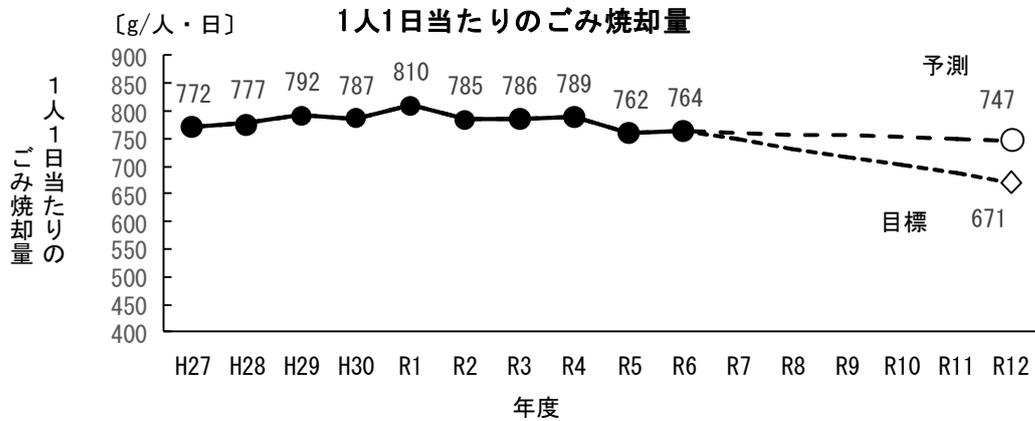


図 4-1-5 1人1日当たりのごみ焼却量に係る目標

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物も、一般廃棄物と同様に、国の基本指針に即して設定する必要があります。
 国の基本指針に示された減量化目標は、以下のような内容となっています。

国の減量化目標（産業廃棄物）	
目標年度	令和12年度
内容	ア. 排出量の増加を令和4年度に対し約1パーセントに抑制する。 イ. 出口側の循環利用率を約37パーセントにする。 ウ. 最終処分量を令和4年度に対し約10パーセント削減する。

国の基本方針を参考に、本県の産業廃棄物の減量化目標を以下のように定めます。

なお、ア. 排出量及びウ. 最終処分量の目標数値については、特定事業者の事業終了の影響を加味した上で設定します。

ただし、産業廃棄物については、社会情勢の変化などの影響を受けやすく、過去の実績値においても各項目における変動率が大きいため、目標年度における特殊要因により目標値から乖離した実績値となる可能性も考えられます。

本県の産業廃棄物の減量化目標	
目標年度	令和12年度
内容	ア. 排出量の増加を令和6年度に対し約0.7パーセントに抑制する。 イ. 出口側の循環利用率※を令和6年度水準（65パーセント）に維持する。 ウ. 最終処分量を令和6年度に対し約8パーセント削減する。

※ 産業廃棄物の出口側の循環利用率の計算方法は、従来のリサイクル率と同様。
 出口側の循環利用率：再生利用量÷排出量

上記の目標に対する令和12年度の各指標の目標数値は、以下のとおりです。

表 4-1-2 本県の産業廃棄物の減量化目標

項目	R6年度 実績	R12年度 推計	R12年度 目標
ア. 排出量（千t）	1,173 (1,105) ※	1,137	1,113
イ. 出口側の循環利用率（%） （再生利用量（千t））	65 (766)	64 (711)	65 (723)
ウ. 最終処分量（千t）	41 (35) ※	34	32

※ ア. 排出量及びウ. 最終処分量の R6 年度実績（ ）の数値は、特定事業者の実績を含まない数値

ア. 排出量

国の基本方針では、令和12年度における産業廃棄物の排出量を令和4年度比約1パーセント（令和5年度から令和12年度までの8年間で1パーセント）の増加に抑制することとしています。

この国の基本方針及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、排出量の増加を令和6年度に対し、約0.7パーセント（令和7年度から令和12年度までの6年間で0.7パーセント）に抑制することを目指します。

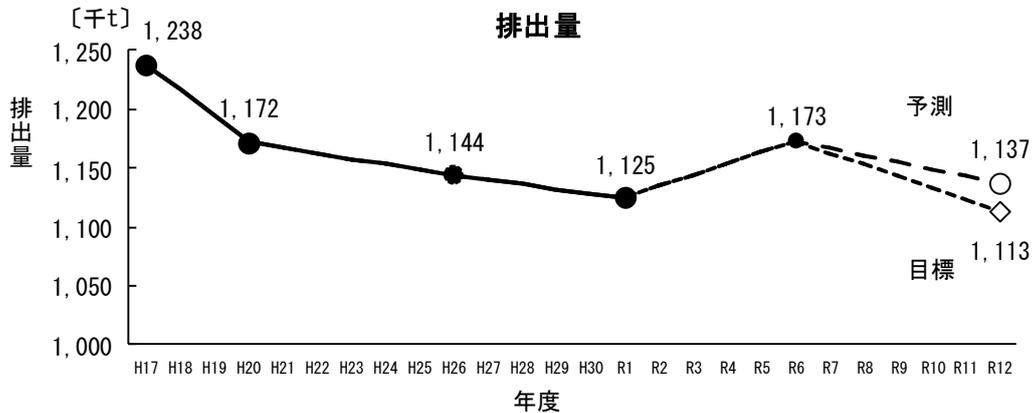


図 4-1-5 排出量の抑制に係る目標

※図中の R6 排出量は、年度末に事業を終了した特定事業者が排出した産業廃棄物を含む。

イ. 出口側の循環利用率

本県の出口側の循環利用率（リサイクル率、65パーセント）は、令和5年度における全国の出口側循環利用率（43パーセント）※を大きく上回っています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、出口側の循環利用率を65パーセントに維持することを目指します。

※産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値（令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）による全国の排出量及び再生利用量を、本県の出口側の循環利用率の算出方法に当てはめて算出

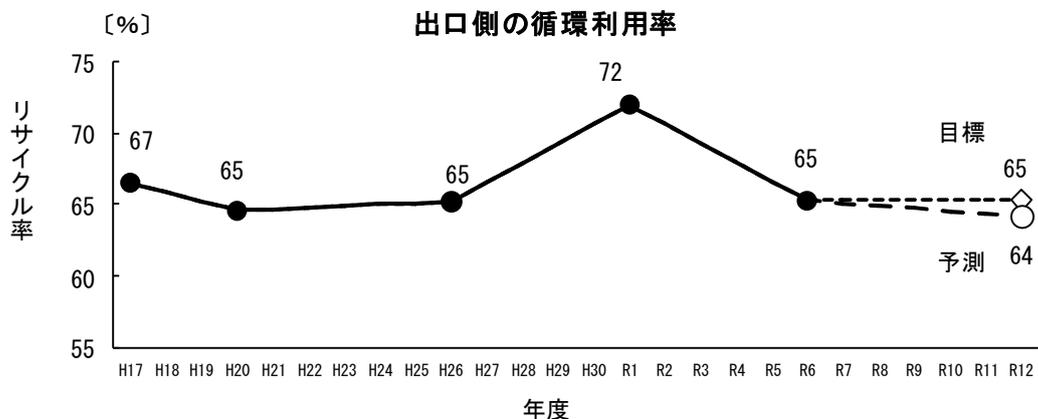


図 4-1-6 出口側の循環利用率に係る目標

ウ. 最終処分量

国の基本方針では、令和12年度における産業廃棄物の最終処分量を令和4年度比約10パーセント（令和5年度から令和12年度までの8年間で10パーセント）削減することとしています。

この国の基本方針及び本県の産業振興計画の取組等による経済の活性化を鑑み、最終処分量を令和6年度に対し、約8パーセント（令和7年度から令和12年度までの6年間で8パーセント）削減することを目指します。

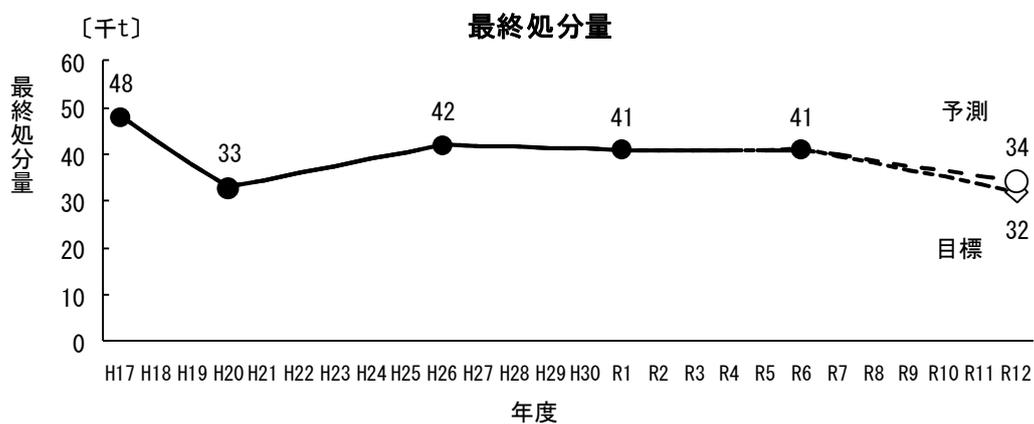


図 4-1-7 最終処分量の削減に係る目標

※図中の R6 最終処分量は、年度末に事業を終了した多量排出事業者が排出した産業廃棄物を含む。

2. 施策の基本方針と内容

(1) 循環型社会の形成を推進するための主な施策

① 3Rの推進

廃棄物の減量化・再生利用を促進するためには、生産・消費・廃棄・処理の各段階において、廃棄物のリデュース(発生・排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を効果的、効率的に促進することが必要です。中でも、廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進め、リユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取組はもとより、県・市町村・関係機関等が連携した取組の充実を図ります。

特に、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロス削減への啓発や、家庭から排出されるプラスチック製容器包装・製品の市町村等での分別回収を推進します。

② 適正処理の推進

県では、これまで県・市町村・関係団体で構成する連絡協議会を開催し、不法投棄等に関する不適正処理事案の情報共有、監視パトロール、清掃活動等を行い、不法投棄等の早期発見・撲滅に努めてきました。しかし、依然根絶には至っていないことから、引き続き、各機関と連携し、取組を推進していきます。

また、処理困難物の適正処理として、PCB廃棄物の処分期限が近づいており、処理が急務となっています。さらに、今後、排出量が増加することが見込まれ、全国的にも課題となっている太陽光パネルについては、国の方針に基づき、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収、埋立処分の優先順に沿った対応が必要となります。県としても、県民や事業者への周知、処理に関する助言等を行います。

さらには、管理型産業廃棄物の県内での適正処理を維持するため、公益財団法人エコサイクル高知や市町村等と連携し、新たな管理型産業廃棄物最終処分場を整備します。

③ 災害廃棄物処理体制の構築

県では、南海トラフ地震の発生に伴う災害廃棄物の処理対策として、平成26年9月に「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 1」を策定し、その後も残された課題への対応策を検討し、その内容を踏まえて、平成31年3月に「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 2」を策定しています。

大規模災害時の廃棄物処理については、一つの市町村だけでは対応できないため、南海トラフ地震の被害想定の見直しや、前回の計画策定後に発生した災害での知見等を踏まえた「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 3」を策定し、国・県・市町村・廃棄物処理事業者・団体等が連携した広域処理体制の構築に取り組みます。

④ リサイクル産業の振興・育成

県では、廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組で特に優れた成果を上げている県内の「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献していると認められた「エコショップ」について認定を行い、認定製品・事業所を県のホームページで紹介するなど、リサイクル製品の普及とリサイクル事業者の育成に努めています。また、環境負荷の低減に資する物品、役務の調達に関して、グリーン購入を推進しています。

今後も引き続き、「リサイクル製品」の利用・普及、「環境配慮型事業所」の認定及びグリーン購入を推進していきます。

⑤環境美化に対する意識の醸成

廃棄物の減量化・再生利用の促進及び廃棄物の適正処理をしていくためには、県民理解による廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進める必要があります。そのために、「①3Rの促進」「②適正処理の推進」「③災害廃棄物処理体制の構築」、「④リサイクル産業の振興・育成」について、積極的な県等からの情報発信を行うとともに、県民や事業者と県が一体となって行う美化活動の実施等により、県民及び事業者等の意識の醸成を図っていきます。

(2)各施策の基本方針と内容

各施策の基本方針と内容については、次頁からの「一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容」、「産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容」に示すとおりです。

このうち、「県が実施する施策の内容」については、施策の主管課だけでなく、関係課も含めて連携を密にし、県庁一丸となって循環型社会の形成に向けた取組を進めます。

一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容

一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容	循環型社会の形成を推進するための基本方針	県が実施する施策の内容	県民・事業者・市町村の役割
①3Rの推進	<p>リデュース、リユース、リサイクルに関する普及啓発</p>	<p>過剰包装の見直し、簡易包装や有料化等の削減対策の推奨【環境対策課】 購入時の過剰包装の辞退やマイバッグ使用の啓発、環境パスポートによる環境負荷の見える化促進【環境計画推進課】 生ごみ等排出時の水切りの徹底の推奨【環境対策課】 県の公共施設からのごみの排出を抑制【環境対策課】 製品を使う側としての責任ある消費活動及び自主的な減量化、資源化を推奨【環境対策課】 繰り返し使用できる製品の使用やリユース製品の拡大を推奨【環境対策課】 市町村の循環利用に対する取組を支援【環境対策課】 環境配慮設計による材料を無駄にしない設計や製造方法の検討、廃棄時の分別のしやすさやリサイクル性の向上を推奨【環境対策課】 動物性廃棄物（動物糞、敷きワラ、合併処理脱水汚泥など）リサイクル事業の実施【公園上下水道課】</p>	<p>【県民】商品購入の際に、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、有機資源由来の商品など環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリングなどのサービスの利用も検討する。 【事業者】物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮するとともに、消費者への必要な情報の提供に努める。 【市町村】住民のごみの排出抑制や分別の徹底に関し、普及啓発などを行うとともに、廃棄物処理の有料化の導入などについても検討する。関係主体と連携しながら、マイバッグ・マイボトルなどの持参等の広報活動等を通じて住民の理解を深める。家庭における生ごみ処理機の購入に対する補助制度の充実を図る。</p>
	<p>食品ロス削減に向けた取組の推進</p>	<p>食品ロス削減推進計画の策定【県民生活課】 フードバンク等食品産業における食品ロス低減の取組を推奨【県民生活課】 食品ロスの削減についての普及啓発と食品関連企業の取組の紹介【県民生活課】</p>	<p>【県民】期限表示への理解、適量の購入、食べきり、生ごみの水切りなどによって、食品ロスの削減に資する行動に努める。 【事業者】サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減とともに、食品循環資源の再生利用等に努める。 【市町村】食品循環資源の再生利用等を促進するため、再生利用等の実施について一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるとともに、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携し、処理能力の向上に取り組む。関係主体と連携しながら、適量の購買・注文、食べ切り・使い切りの呼び掛け、期限表示等への正しい理解の普及等の広報活動等を通じて住民の理解を深める。</p>
	<p>資源循環の推進</p>	<p>プラスチック製品の分別回収を推進【環境対策課】 脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】 グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】 サークュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】 未利用資源（食品残さ等）の活用に向けた取組を支援【環境対策課、環境計画推進課】</p>	<p>【県民】市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことで、市町村の循環利用に向けた取組に協力する。 【事業者】物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮するとともに、消費者への必要な情報の提供に努める。 【市町村】プラスチック使用製品廃棄物や紙・布類など資源ごみの分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進など、必要な措置を講ずるよう努める。</p>
	<p>各種リサイクル法の推進</p>	<p>「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集と適正処理を推進【環境対策課】 「小型家電リサイクル法」に基づく市町村による回収体制の構築と住民への普及・啓発を支援【環境対策課】</p>	<p>【県民】市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことで、市町村の循環利用に向けた取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びリサイクル料金の支払い、使用済小型電子機器等の市町村等への引渡しにより、事業者が法律に基づいて行う措置に協力する。 【事業者】製造工程の工夫による再資源化費用の低減、再資源化により得られた物の利用や、小売業者による消費者の適正な排出を確保するための協力、認定事業者による適正な処理により、資源の有効な利用の確保を図る。 【市町村】地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努める。</p>
②適正処理の推進	<p>一般廃棄物の処理体制の確保</p>	<p>市町村の不法投棄や散乱ごみの防止対策の支援【環境対策課】 関係機関との不法投棄等の情報の積極的共有【環境対策課】 福祉保健所を拠点とした地域の監視パトロール、緊急撤去【環境対策課】 処理状況の把握とダイオキシン類対策への助言・指導を継続【環境対策課】 ストックマネジメントによる長寿命化・既存施設の有効利用、強靱化を支援【環境対策課】 既存施設の改修時の省エネルギー化、温室効果ガス排出抑制を指導【環境対策課】 リチウムイオン電池の適正処理に関する技術的助言【環境対策課】 デジタル技術の導入に関する技術的助言【環境対策課】 EV車両、バイオ燃料車両の導入に関する技術的助言【環境対策課】 新たな広域化計画に基づく持続可能な適正処理の確保や効率的な資源循環の促進に向けた市町村との協議及び技術的助言【環境対策課】 マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル施設の整備に関する技術的助言【環境対策課】 し尿処理におけるメタンガス、リンの回収を促進【環境対策課】</p>	<p>【県民】市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことで、市町村の適正処理に向けた取組に協力する。 廃棄物の排出や処理に係る当事者として、一般廃棄物処理施設の整備に関心・理解を持つ。 【事業者】市町村との連携による廃棄物処理施設の余剰能力の有効活用について検討する。 【市町村】他の市町村や県と連携し、広域的な循環利用に関する検討を進めるとともに、関係機関との連携体制構築や民間事業者の活用を行う。適正かつ効率的な処理体制を確保しつつ、発生抑制・分別・再資源化などの推進による焼却量削減の取組を進め、資源循環型の処理システムを構築するとともに、温室効果ガス排出の抑制を図る。 焼却施設については、必要能力を確保できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進するとともに、発電施設等の熱回収が可能な施設の導入や高効率化を優先する。 効率的な廃棄物系バイオマスの利活用や、焼却施設で回収したエネルギーの地域への還元を促進するとともに、廃棄物エネルギーの需要を踏まえ立地選定を含めて戦略的な施設整備を推進する。 し尿処理施設については、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。 民間事業者との連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携など、既存施設の有効活用等を図る。 廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、循環型社会と脱炭素社会の統合的実現や地域循環共生圏の構築の観点も踏まえ、広域的な施設整備を計画する。 処理基準に適合しない廃棄物処理については、生活環境の保全上の支障の発生の未然防止のため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、警察との連携を強化し、厳正に対処する。</p>
③災害廃棄物処理体制の構築	<p>災害廃棄物の処理対策</p>	<p>「高知県災害廃棄物処理計画」のブラッシュアップによる実効性の向上【環境対策課】 国の行動指針や最新の知見の情報共有【環境対策課】 事業者団体等との協力協定の締結及び連携強化【環境対策課】 処理施設の耐震化と南海トラフ巨大地震を考慮した処理能力の検討及び把握【環境対策課】 災害廃棄物処理広域ブロック協議会での広域処理の検討【環境対策課】 県内・外における広域処理の仕組みづくりに関する調整・支援【環境対策課】 講演会及び図上・実動訓練の実施の継続【環境対策課】</p>	<p>【県民】平時及び非常災害時に市町村が発信する情報に応じて、災害廃棄物の分別、仮置場の利用等を行う。 【事業者】多量の災害廃棄物や危険物・有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設から発生する災害廃棄物を主体的に処理するよう努める。 また、有害物質等の漏えいの未然防止のため、平時から必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村への適切な情報提供に努める。 【市町村】平時からの先行投資的及び災害対応拠点の視点からの施設整備、仮置場の確保、関係機関・団体との連携、訓練等を通じて、強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。 国・県・市町村が策定する防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、災害廃棄物処理計画の見直しを行い実効性の確保に努める。 平時から地域住民等に対する積極的な情報発信・情報共有を行うとともに、非常災害時には災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理方針等に関する情報発信を積極的に実施し、住民理解の確保に努める。 非常災害時には、災害廃棄物処理実行計画を策定し、地域内の資機材、人材、廃棄物処理施設や平時の搬入先である最終処分場を最大限活用して極力域内において災害廃棄物処理を行うとともに、必要に応じて仮設施設を設置する。 大規模災害時においては、広域的連携体制の下で域内の災害廃棄物処理を行うとともに、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入等の支援を積極的に実施する。</p>
④リサイクル産業の振興・育成	<p>リサイクル製品の認定</p>	<p>循環資源を利用して製造された製品、環境配慮型事業所、エコショップ認定の拡大【環境対策課】 制度の普及促進とPRの推進【環境対策課】</p>	<p>【県民】リサイクル認定製品やエコショップの利用、環境配慮型事業所が推進する取組への参加・協力を努める。 【事業者】リサイクル認定製品やエコショップの利用、環境配慮型事業所が推進する取組への参加・協力を努めるとともに、自らリサイクル製品やエコショップ等への認定に向けた取組を行う。 【市町村】リサイクル認定製品やエコショップの利用、環境配慮型事業所が推進する取組へ参加・協力を努めるとともに、県が行う制度の普及促進とPRIに協力する。</p>
	<p>グリーン購入の普及</p>	<p>環境への負荷の少ない製品の購入・調達（グリーン購入）の推奨【環境計画推進課】 市町村、県、事業者によるグリーン購入を促進【環境計画推進課】</p>	<p>【県民】購入前に必要かどうかを考える、購入時に環境を考慮して作られたものを選ぶ、使用時に長く使えるものを選ぶ、使用後にごみが少なくなるものを選ぶなど、環境負荷ができるだけ小さいものを選ぶ。 【事業者】製造事業者は環境負荷が小さいものを製造する。小売店は環境負荷が小さいものを販売する。処理事業者は再資源化に取り組むことで、グリーンな市場を形成する。 【市町村】自らグリーン購入を実行するとともに、住民にグリーン購入に関する情報提供・普及啓発を行う。</p>
	<p>（再掲）資源循環の推進</p>	<p>プラスチック製品の分別回収を推進【環境対策課】 脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】 グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】 サークュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】 未利用資源（食品残さ等）の活用に向けた取組を支援【環境対策課、環境計画推進課】</p>	
⑤環境美化に対する意識の醸成	<p>自発的な清掃活動への支援を河川ごみマップの作成・更新</p>	<p>一斉清掃の実施及び河川ごみマップの作成【自然共生課】 リバーボランティアによる清掃活動の支援【河川課】</p>	<p>【県民】河川ごみマップの閲覧や一斉清掃への参加を通して、ごみの削減に向けた関心を高める。 【事業者】河川ごみマップの閲覧や一斉清掃への参加、リバーボランティアへの認定などを通して、住民の方々と協働で河川環境美化の推進に取り組む。 【市町村】住民に河川マップや一斉清掃に関する情報を提供し、ごみの削減に向けた関心を高める。</p>
	<p>海岸漂着ごみのモニタリング調査・公表</p>	<p>海岸漂着ごみ組成調査の実施及び公表【港湾・海岸課】</p>	<p>【県民】ごみの削減や海岸の清掃を通して、海ごみの削減に協力する。 【事業者】ごみの削減や海岸の清掃を通して、海ごみの削減に協力する。 【市町村】海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力する。</p>
	<p>清掃活動への支援と県民一斉美化活動の実施</p>	<p>地域のごみ問題に取り組む団体やNPOの活動への支援（ボランティア登録制度の運用、清掃用具の提供・貸与）【環境対策課】 環境美化月間等を通じた官民連携による清掃活動の実施【環境対策課】 環境学習の取組の支援【自然共生課】 一般廃棄物に関する排出量、処理・処分状況等の情報の把握と県民への公開、ごみ焼却施設の維持管理データの積極的な公開の促進【環境対策課】</p>	<p>【県民】地域の環境保全活動に参加・協力する。 【事業者】自ら環境教育・環境学習の場を設ける、事業を起こすといった各主体のつなぎ手となる取組を推進する。 【市町村】関係主体と連携しながら、環境教育、環境学習、「3R推進月間」等の広報活動等を通じて住民の理解を深めるとともに、3R教育や地域循環共生圏形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じて、人材育成を図る。</p>

循環型社会の形成を推進するための基本方針	施策の内容	事業者
①3Rの推進	<p>リデュース、リユース、リサイクルに関する普及啓発</p> <p>廃棄物に関する講習会を通じて、排出抑制や適正処理の励行を促進【環境対策課】</p> <p>多量排出事業者に対する処理計画の策定と計画実施時の指導の徹底【環境対策課】</p> <p>ICT（情報推進技術）の活用によるペーパーレス化による廃棄物の排出抑制を促進【環境対策課】</p> <p>排出抑制のための情報提供の実施【環境対策課】</p> <p>OA機器等のリサイクル【デジタル政策課】</p> <p>食品ロス削減に向けた取組の推進</p> <p>食品ロス削減推進計画の策定【県民生活課】</p> <p>フードバンク等食品産業における食品ロス低減の取組を推奨【県民生活課】</p> <p>食品ロスの削減についての普及啓発と食品関連企業の取組の紹介【県民生活課】</p> <p>資源循環の推進</p> <p>脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】</p> <p>グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】</p> <p>サーキュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】</p> <p>未利用資源（食品残さ、ペーパーラッジ等）の活用に向けた取組を支援【環境計画推進課、地産地消・外商課】</p> <p>各種リサイクル法の推進</p> <p>公共工事から排出される産業廃棄物の再生利用の継続と民間事業への普及拡大【環境対策課、技術管理課】</p> <p>廃石膏ボード、鉱さい、燃え殻の再生利用の促進【環境対策課】</p> <p>循環利用可能な品目の拡大の促進【環境対策課】</p> <p>家畜排せつ物の活用</p> <p>家畜排せつ物の利用促進、利用促進に関する技術研修の実施【畜産振興課】</p> <p>処理高度化施設の整備、資源循環型畜産及び環境保全型農業の推進【畜産振興課】</p> <p>木質バイオマスの利用により発生する焼却灰の有効活用</p> <p>木質バイオマス発電から生じる焼却灰等の有効活用等、マテリアルリサイクルに関する情報提供【木材産業振興課】</p> <p>下水汚泥処理で発生するガスの有効活用</p> <p>下水汚泥を減量化する消化過程で発生するメタン発酵ガスをバイオマス発電事業者に供給【公園上下水道課】</p>	<p>【製造事業者】 原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、取引慣行の改善などにより、製造・流通・販売のサプライチェーン全体で廃棄物の排出抑制を進める。 自らが製造を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力自主的に引き取り、循環利用を推進するよう努める。</p> <p>【排出事業者】 多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、排出抑制及び適正な循環的利用に計画的に取り組むよう努める。</p> <p>【処理事業者】 処理前の分別等により可能な限り再生利用できる方法で処理するとともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組に努める。</p> <p>【排出事業者】 家畜ふん堆肥処理施設の設置や堆肥調整散布関係機械装置の導入を検討する。</p> <p>【排出事業者】 県が公表している「木質バイオマス燃焼灰自ら利用の手引き」を参考に、焼却灰の適正かつ有効な活用を進める。</p> <p>【排出事業者】 発電事業者との情報交換などを通して、安定的な施設の運転及びガスの供給・発電に努める。</p>
②適正処理の推進	<p>産業廃棄物の適正処理</p> <p>排出事業者及び処理事業者に対する適正処理の指導【環境対策課】</p> <p>PCB廃棄物の適正な保管と早期処理の推進【環境対策課】</p> <p>太陽光パネルの適正処理の推進【環境対策課】</p> <p>リチウムイオン電池の適正処理に関する技術的助言【環境対策課】</p> <p>EV車両、バイオ燃料車両の導入に関する技術的助言【環境対策課】</p> <p>特定有害産業廃棄物の適正な取扱いと処理処分に対する助言・指導【環境対策課】</p> <p>「優良産廃処理業者認定制度」の普及と排出事業者に対する優良な処理事業者の周知【環境対策課】</p> <p>マニフェスト制度の普及、交付状況報告の徹底【環境対策課】</p> <p>電子マニフェストの利用促進による排出事業者の負担軽減と処理の透明性確保【環境対策課】</p> <p>デジタル技術の導入に関する技術的助言【環境対策課】</p> <p>不適正処理の未然防止のための啓発及び早期対処のため、廃棄物監視院によるパトロールの継続【環境対策課】</p> <p>事業者への立入検査の実施【環境対策課】</p> <p>必要な処理能力を確保するための公共関与による施設整備の検討【環境対策課】</p> <p>廃棄物処理法及び高知県産業廃棄物処理指導要綱に基づく施設整備の指導【環境対策課】</p> <p>産業廃棄物処理施設の設置及び改良時における温室効果ガス排出抑制対策の指導【環境対策課】</p> <p>産業廃棄物処理施設・最終処分場のダイオキシン類等有害物質の排出状況の監視、指導【環境対策課】</p> <p>廃棄物の焼却による熱エネルギーの有効活用等、サーマルリサイクルの情報提供【環境対策課】</p> <p>産業廃棄物の排出・処理状況や再生利用に関する情報の提供【環境対策課】</p> <p>法令改正や規制に関する情報の周知、廃棄物処理業者に対して行った行政処分の情報の公表【環境対策課】</p>	<p>【排出事業者】 自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を図るとともに、製造事業者と廃棄物・リサイクル事業者の動静脈連携により、再生材の活用を進めるなど、廃棄物の適正な循環利用に努める。 自ら廃棄物の処理を行う場合は、保管基準、処理基準等に従い、適正な処理を確保する。廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択し、適正処理を行う。 特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合は、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守する。 適正な委託契約の締結及びマニフェストの使用により、廃棄物の発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われることを確保する。また、電子マニフェストの使用に努める。</p> <p>【処理事業者】 産業廃棄物処理の広域化や各種デジタル技術を活用した動静脈連携に努め、資源循環を促進する。 安定型最終処分場においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る。有害使用済機器の保管又は処分を業として行う事業者は、県への届出、処理基準の遵守、その適正な処理やリサイクルを行う。 再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ、必要な施設を整備する。焼却施設については、必要な処理能力を確保できるよう整備するとともに、熱回収が可能な施設の整備を優先する。 施設を設置する際は、近隣市町村又は利害関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるとともに、施設の維持管理に関する情報や定期検査の結果に関する情報を積極的に公開する。</p>
④リサイクル産業の振興・育成	<p>リサイクル製品の認定</p> <p>「高知県リサイクル製品等認定制度」の普及【環境対策課】</p> <p>認定製品や認定エコショップ、環境配慮型事業所のPR【環境対策課】</p> <p>市町村、事業者へのリサイクル製品購入の促進【環境対策課】</p> <p>事業者のエコアクション21や環境マネジメントシステム（EMS）などの導入の推奨・支援【環境計画推進課】</p> <p>SDGsを取り入れた企業活動の推奨【環境対策課】</p> <p>資源循環関連産業の情報提供と再生材の用途拡充の推奨【環境対策課】</p> <p>生分解性プラスチック製品の利用促進PRと産業界との連携【環境対策課】</p> <p>グリーン購入の普及</p> <p>環境負荷の少ない製品の購入・調達（グリーン購入）の推奨【環境計画推進課】</p> <p>（再掲）資源循環の推進</p> <p>脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】</p> <p>グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】</p> <p>サーキュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】</p> <p>未利用資源（食品残さ、ペーパーラッジ等）の活用に向けた取組を支援【環境計画推進課、地産地消・外商課】</p>	<p>【製造事業者】 製造の長寿命化、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発、多様な性状及び多種類の化学物質を含む廃棄物の適正な再生・処分を可能とする処理技術の研究や技術開発に努める。 県及び市町村の施策と連携し、廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究を行う。</p> <p>【処理事業者】 地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物熱回収や廃棄物燃料製造等を行う施設への転換を検討するとともに、施設の省エネ化に努める。</p> <p>【製造事業者】 原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、取引慣行の改善などにより、廃棄物の排出抑制を進めるとともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組に努める。</p> <p>【処理事業者】 処理前の分別等により可能な限り再生利用できる方法で処理するとともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組に努める。</p>